

再犯防止推進についてのアンケート 用語解説

○再犯

犯罪をした者が再び犯罪をすること

○再犯防止

犯罪した者が立ち直り、再犯しないようにすること

○再犯者率

犯罪をして検挙された者のうち、前科、前歴のある者

【問2】

○滋賀県再犯防止推進計画

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」として、本県における再犯の防止等に関する施策の推進について定めたもの。

○再犯防止「三方よし」宣言

令和元年5月26日、滋賀県と法務省は、再犯防止対策について、滋賀で培われた「三方よし」の精神を生かして進めていくことを宣言した。

【三方よし】とは、

「支え手よし」…民間協力者の支援

「受けてよし」…犯罪をした者への支援

「地域よし」…安心・安全な社会の実現

【問4】

○再犯防止啓発月間

平成28年12月14日に成立した再犯の防止等の推進に関する法律第6条により、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため設けられ、7月を啓発の月間としている。

○社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動。

【問5】

○保護司

犯罪や非行をした者の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。

○更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

○協力雇用主

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または雇用しようとする民間の事業主の方々。

○BBS会(Big Brothers and Sisters Movementの略)

様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

【問10】

○更生保護施設

矯正施設(刑務所等)から釈放された者や保護観察中の者で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な者に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。